

令和元年第11回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和元年11月25日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時25分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

1番 齋藤 智幸

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

8番 齋藤 敦

9番 太田 政士

10番 長南 統

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

15番 佐藤 一

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

19番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(1名)

14番 半澤 重幸

5 議長の委員番号及び氏名

19番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

7 会議に付した議案

報告第 20 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(14 件)
報告第 21 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(2 件)
議案第 39 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(4 件)
議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 41 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(2 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和元年第 11 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	<p>本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、14 番 半澤 重幸 委員 より欠席との報告を受けております。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る土地利用計画図等」、「農地パトロール調査結果」、「地区別農業委員合同研修会」、「農業委員の綱紀粛正について」、「台風第 19 号等災害義援金の募集について」、「農協広報 (11 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。</p> <p>それでは、令和元年第 10 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 10 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、令和元年第 11 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 11 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。</p> <p>無いようでございますので諸般の報告を終わります。</p> <p>ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。9 番 太田 政士 委員、10 番 長南 統 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告 報告第 20 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

	て、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 20 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 20 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 21 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 21 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 21 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 5 番 阿部 金一郎 委員。
5 番 阿部	5 番 阿部です。 1 番についてですが、この申請者は先月農業委員会の総会の中で、農地中間管理機構へ貸付する計画に載っていた案件だと思うのですが、解約する前に中間管理事業への貸付けというので意見を求めて提出したはずですが、事務手続きの順の流れについて、日時的なものを考えて妥当な動きなのかどうか説明いただきたいと思います。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	1 番の案件に関しましては、農地中間管理事業に貸付けるための解約となっております。今、阿部委員が申し上げたとおり先月の農地中間管理事業の集積事業のところはこの案件が出ておりますが、農地中間管理事業においては、集積と配分に 2 ヶ月のずれがございますので、配分されるまでの間に解約をするということで日時的な流れとしましては、妥当ということになっております。また、こちらの報告書の受理は前回の総会の申請書締切日までには間に合わなかったのですが、集積が公告される 10 月 31 日の前には、18 条の第 6 項の通知書をいただいておりますことを付け加えて説明させていただきたいと思います。
議長	阿部委員。
5 番 阿部	補足説明でこういうことを説明していただけると、私が質問する必要もないですし、議事録にも載らないと思いますので、なにか委員がわからないことがありそうだとすれば説明いただきたいと思いました。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通

	知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 39 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。
議長	清野専門員。
清野専門員	(議案第 39 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、3 番 斎藤 克行 委員より、現地調査報告をお願いします。
3 番 斎藤	3 番 斎藤です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による 1 番の所有権移転および 2 番から 4 番の使用貸借権の案件ですが、11 月 22 日に、4 番 日下部 耕平 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。 今回 1 番から 4 番の案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 18 番 佐藤 繁 委員。
18 番 佐藤	18 番 佐藤です。 1 番の案件についてですが、●●●の方が売買で譲受けるということですが、これは農地として活用するための売買なのでしょうか。それとも、なにかほかの目的があるのか教えてください。
議長	清野専門員。
清野専門員	1 番の案件の使用目的についてでございますが、農地法第 3 条の許可で申請をいただいております。内容につきましては、農地として耕作するという目的でございます。
議長	17 番 和島 孝輝 委員。
17 番 和島	17 番 和島です。 私も 1 番の案件についてですが、譲受人がわざわざ●●●から耕作に来るということで今説明いただきましたが、本人が耕作するのでしょうか。
議長	清野専門員。
清野専門員	こちら申請書によりますが、その中で農作業に従事する方は申請人の●●●●●さん●歳と長男●歳の二人が農地の耕作にあたるということで申請をいただいております。

議長	17番 和島 孝輝 委員。
17番 和島	皆さんもご存知のとおり、私の住んでいる地域ですので、この農地もわかるのですが、今までどおりでいきますと、譲渡人の●●さんが他の方に委託して農地を耕作していた記憶があります。今回、譲受ける●●さんの長男の方も●●歳とお若いですが、実際農地を耕作するために来るのでしょうか。そのことについて質問します。
議長	ただ今の質問は、●●●に住んでいる方がわざわざ出向いて本当に耕作するのかという確認でいいでしょうか。
議長	暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。 清野専門員。
清野専門員	虚偽の申請書というのは出ないものだと思っております。まずは申請書の内容を確認するわけでございますが、その中で●●●からの通作時間が約●時間、それからトラクターなどの農機具所有につきましても、トラクター●台、田植機●台、コンバイン●台また、経営面積は●●●●㎡の自作地がございます。それで、このような申請が出た場合、和島委員の心配する気持ちもよくわかりますが、その申請をまずは受け止めて、その後のことについて不具合が出た時は、その時の農業委員会での対応になるのではないかと思います。
議長	申請書上、それに加えて聞き取り上、農地法第3条の規定に該当しない理由が見当たらないという場合には、疑義を持たず申請者を信用して許可の申請にあたるのではないかという結論で総会の案件に持ってきたという回答ですけれども、それでよろしいでしょうか。
議長	ほかにございませんか。 5番 阿部委員。
5番 阿部	地域を担当している農業委員からそういった疑いがあるのであればもう少し検討する猶予があると思いますが、その後のことはその後の農業委員会で審議するということですが、その後のことも事務局の方から推測または、委員の方から推察されるのであれば、この案件に関しては保留するなどの対応も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。
議長	その後のことまである程度推測、あるいは想定範囲に入れながらということで条件的なものを付したらというような阿部委員からの質問でしたけれども、阿部委員、そういうことでよろしかったでしょうか。
5番 阿部	私はその後のことは考えなかったのですが、そういった推察されることがあるのであれば保留など、もう少しここに関して聞き取りなど、様々なやり方があるのではないかと思います。いずれにしても、この場で許可を出すか出さないかだと思いますので、ほかの委員の意見も必要かと思いました。
議長	今の阿部委員の質問は、委員の中にもそういったものを付した方がいいのではないかという意見があるのではないかということですので、ほかの

	委員はいかがでしょうか。
議長	阿部委員に尋ねたいのですが、そういう場合、付議する、あるいは意見を付けるなど具体的にどのようなことなのでしょう。
5番 阿部	私の方からは具体的にどうするべきかという話しではないのですが、事務局の方からそういったニュアンスのご答弁がありましたので、それに関して私は質問させていただきました。基本的に農地法第3条であがってくれば、「良いですか」、「悪いですか」、しかないと思います。ただ、地域を担当している委員の方から様々なその後の疑いに関して色々アイデアが考えられる話があり、もやもやとしたものを私が感じたものですから、その様なお話しをさせていただいたのですが、書類的には何ら問題ない手続きが出ているけれどもということでありましたので、質問をさせていただいただけです。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	ただ今の件について、もう少し補足させていただければと思います。譲受人が●●●の方ということで、●●●の農業委員会の方にも耕作状況について尋ねたところ、先程、清野専門員も申しあげたとおり、耕作面積的には大きくやっているということでありまして、営農状況に関しても適正に管理しているということでした。ただ、今質問が出ていますように●●●から通作することを本当に心配するところですので、きちんと耕作するように農業委員の皆さんからも目を光らせていただきながら、適正な管理をしてくださいというような条件等を付して許可することも考えられますので、委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長	今佐藤主査が言ったとおり、将来的なものに対して、皆さんから何らかの付するものがあれば、許可の中にその意見を付することも可能です。事務局としては、書類上、審査、面談それから、●●●の農業委員会への地元での営農状況の聞き取りを含めた形で調査した結果、議案として載っているということであって、それにもし何か疑義があれば、皆さんから付してもらえればということでありまして。 暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。
議長	どなたか疑義ございますか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございまして。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第40号の上程、説明、質疑、採決

議長	<p>議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第 40 号に係る現況写真配布のため、暫時、休憩します。</p>
(休憩中、佐藤主任が現況写真を配付)	
議長	<p>再開します。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 40 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
清野専門員	(議案第 40 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、4 番 日下部 耕平 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
4 番 日下部	<p>4 番 日下部です。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第 5 条の規定による所有権移転の案件ですが、11 月 22 日に 3 番 斎藤 克行 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1 番の案件については、一般住宅建築に伴う永久転用ですが、北側が町道、南側が農地と宅地、東側が宅地、西側が農地に面しています。隣接農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、永久転用に関し問題ないと判断してきました。</p> <p>2 番の案件については、駐車場整備に伴う永久転用ですが、北側及び東側と西側が宅地に面し、南側が町道に面しております。一部分筆後の農地が東側に隣接しておりますが、周辺に農地がないことから、永久転用に関し問題ないと判断してきましたので報告します。委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 41 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 41 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 41 号、庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)、を議題といたします。

	事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 41 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 41 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 41 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)について、 原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	これをもちまして、令和元年第 11 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午前 10 時 25 分)

令和 年 月 日

上記は、令和元年第 11 回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第 11 回庄内町農業委員会総会

議 長 (席次番号及び氏名)

19 番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

9 番

10 番

書 記